

褥瘡対策委員会 設置規程

(設置目的)

第1条 院内の褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推進をはかるため、褥瘡対策委員会を設置する。

(構成)

第2条 褥瘡対策委員会は、次のメンバーをもって構成する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 院長 1名
- (3) 看護師長 1名
- (4) 各病棟看護主任 2名
- (5) 病棟看護師 3名

2 褥瘡対策委員会に責任者を置く。責任者は看護師長とする。

(任期)

第3条 褥瘡対策委員会メンバーの任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期が満了した場合においても、新たなメンバーが選出されるまでは、引続きその職務を行うものとする。

(業務)

第4条 褥瘡対策委員会は、定期的を開催し、褥瘡対策に関する診療計画の実施状況を把握し、必要な対策を検討する。

〈必要な対策例示〉

- (1) 褥瘡及び合併する感染予防対策の確立に関すること。
- (2) 褥瘡と合併する感染予防の実施、監視及び指導に関すること。
- (3) 感染褥瘡源の調査に関すること。
- (4) 褥瘡予防に係る情報の収集に関すること。
- (5) その他褥瘡及び合併する感染対策についての重要事項に関すること。

(運営)

第5条 褥瘡対策委員会の責任者は、必要に応じ会議を招集する。

2 責任者は、特に必要と認めるときは、委員会メンバー以外の者を出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(記録の保存)

第6条 褥瘡対策委員会の内容は記録し、5年間保存する。

(チームの事務)

第7条 褥瘡対策委員会の議事録管理等の事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成27年2月2日、2019年4月1日